

平成 19 年度(2007 年度) 第 3 回箕面市都市計画審議会 議事録

日 時 平成 19 年 12 月 13 日(木曜日)
午前 10 時 00 分開会
正午閉会

場 所 箕面市議会委員会室

出席した委員

| | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 会 長 | 増田 昇 氏 | 委 員 | 神田 隆生 氏 |
| 委 員 | 大石 吉部 氏 | 委 員 | 二石 博昭 氏 |
| 委 員 | 笹川 秀司 氏 | 委 員 | 藤井 稔夫 氏 |
| 委 員 | 小枝 正幸 氏 | 委 員 | 牧原 繁 氏 |
| 委 員 | 新田 保次 氏 | 委 員 | 笹川 吉嗣 氏 |
| 委 員 | 弘本 由香里 氏 | 委 員 | 松永 昭 氏 |
| 委 員 | 舟橋 國男 氏 | 委 員 | 島村 治規 氏 |
| 委 員 | 増田 京子 氏 | 委 員 | 島谷 康史 氏 |
| 委 員 | 北川 照子 氏 | 委 員 | 松井 治男 氏 |

委員 18 名 出席

審議した案件とその結果

案件 1 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について

【付議】
原案どおり議決

案件 2 北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について

【諮問】
賛成多数に付き、原案どおり答申

案件 3 箕面市景観計画の変更について

【諮問】
原案どおり答申

事務局（松本担当主査）

定刻になりましたので、ただ今から、平成 19 年度第 3 回箕面市都市計画審議会を始めさせていただきます。

前回と同じように、まず最初にマイク操作の確認をさせていただきます。テープの録音とこのマイク操作とが連動しておりますので、後の議事録作成にも影響がございますのでよろしくお願いいたします。

各委員の方におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押していただいでご発言をお願いいたします。そして、次の方が発言される場合には、自分の前の青いボタンを押していただきますとその前にお話しいただいた方のマイクの電源が自動的に切れるようになっております。進行を進めていただきます増田会長のマイクは常時つながった状態になっておりますので、各委員の皆様は発言前にボタンを押していただくという形でよろしくお願いいたします。

それでは、増田会長議事進行をよろしくお願いいたします。

増田会長

本日は、委員の皆様方におかれましては、公私何かとご多忙のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また平素は、本審議会の運営に対しまして、格段のご支援ご協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

審議会を始める前に、本日は新しい委員さんをご紹介させていただきます。

学識経験者として箕面商工会議所の平井委員の後任でご就任いただきました、小枝正幸委員さんです。

よろしくお願いいたします。

それではこれより平成 19 年度第 3 回

箕面市都市計画審議会を進めて参ります。

事務局より所定の報告をお願いいたします。

事務局(松本担当主査)

定足数の確認についてのご報告をいたします。

本日の出席委員は、委員 18 名全員の出席でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第 6 条第 2 項の規定により、会議は成立いたすものでございます。

以上でございます。

増田会長

ありがとうございます。

それでは次に、市長さんよりご挨拶の申し出がありますので、よろしくお願いいたしますと思います。

藤沢市長

皆さん、おはようございます。審議会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

年末押し迫った公私ご多忙の折、当審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素は、本市都市計画行政をはじめ、行政各般にわたりまして、多大なご尽力をいただいておりますことを、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。どうもありがとうございます。

この箕面市、今年に入りまして色々な事が大きく変わっております。3 月には箕面の一番東の端ですが、モノレールが開通いたしました。そして 5 月末には箕面トンネルが開通いたしました。この秋から小野原西或いは箕面森町でまち開き、このように箕面のまちの様態が大きく変わろうとしている中で、この都市計画審議会の委員さんのご助言、ご意見は

大変重要になってくると思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、本日ご審議をお願ひしております案件といたしましては、付議案件といたしまして、「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」の1件と、諮問案件といたしまして「北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について」及び「箕面市景観計画の変更について」の2件の、合わせて3件でございます。

「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更」につきましては、生産緑地法第十四条に基づく制限解除に伴う生産緑地地区の廃止及び区域変更について、ご審議いただくものでございます。

次に、大阪府からの意見照会による諮問案件の「北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」につきましては、昨年6月に施行された住生活基本法に基づき、大阪府住生活基本計画が本年3月に策定されたことに伴いまして、大阪府が「住宅市街地の開発整備の方針」を変更するにあたり、関係市町村の意見を求めているものでございます。

最後に、「箕面市景観計画の変更」につきましては、本年6月の都市計画審議会において、策定にあたり諮問させていただきましたが、その後の都市景観形成地区の追加指定等に伴い、景観計画を変更するにあたり審議会のご意見を伺うべく、諮問するものでございます。

委員の皆様方におかれましては、どうかそれぞれのお立場から、慎重かつ活発なご審議をお願ひ申し上げる次第でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会にあたりましての私のご挨拶とさせていただきます。

増田会長

ありがとうございました。

本日は、市長さんのご挨拶にもありましたように、案件1は「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更」の付議案件でございます。これは、毎年この時期に行っている都市計画変更であり、生産緑地法に基づく制限解除に伴う生産緑地の廃止及び区域変更等を、都市計画の地域地区である生産緑地地区に反映するものでございます。

次に案件2は「北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」の諮問案件でございます。これは、本年3月に大阪府住生活基本計画が策定されたことに伴い、それに整合させる必要がある「住宅市街地の開発整備の方針」を大阪府が変更しようとするものであり、都市計画の変更手続きを進めるにあたり市町村に意見照会をしているものでございます。

最後に、案件3は「箕面市景観計画の変更」の諮問案件ですが、箕面市では、市域全域を対象とした「箕面市景観計画」を策定するにあたり、本年6月に本審議会に諮問をされ、その事務手続きを進められました。その手続き後に、「小野原西」と「箕面森町」の2地区が現行の都市景観条例に基づき地区指定されたことから、この2地区を「景観計画」に移行しようとするものです。

内容については、別途先月の都市景観審議会でも審議されておりますが、本審議会では、他の都市計画との整合性や手続きの妥当性について審議していただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、審議に入ります前に、市長さんから付議、諮問をお受けしたいと存じます。市長さん、よろしくお願ひいた

します。

市長が会長の前へ進み、
付議書、諮問書を読み上げる。

(付議書、諮問書受領)

本日の審議は、12時を目途に終了したいと考えておりますので、みなさんのご協力をお願いいたします。

それでは、案件1「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、市より説明をお願いします。

案件1 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について【付議】

市(森口担当主査)

<案件説明>

増田会長

只今ご説明ございました案件1に関連いたしまして、何かご質問、或いはご意見ございませんでしょうか。

島村委員

私の感想と疑問です。お聞きしたいのは、農地が近い将来どんどん減っていくことについて、行政が黙認あるいは認めていくのだろうかということ。

私の感想を申しますと、池田へ向かう道で、農地が広がっていて、農地が緑地機能を果たしている。もう一つは市立病院の前、私が入院しているときに高い病棟から眺めていると、集落と思われる緑が安らぎを与えてくれた。もう一つは、歩いたことなんです、小中学校などの文教施設や体育施設、第2グラウンドなど、あの周辺は農地があって、緑地があった。もう一つはモノレールの車窓からみる丘陵地帯は美しく感じさせる緑がありました。

こういうことから、農地の果たす機能を感じてきたのですが、今申し上げた区

域は調整区域というんですか、箕面市にとって非常に大事な区域ではないかと思うのですが、画面を見ているとどんどん宅地化されていく。こういう中で、箕面市は調整区域を守っていくんだという立場なのか、それとも追認していくという立場なのかということを私の疑問としてお聞きします。

増田会長

今案件として扱っている内容にしましてはすべて市街化区域内の農地です。ご質問の話は調整区域の農地について、市としてどういうふうな考え方をお持ちかということによろしいでしょうか。

そうしたらいかがでしょう、直接この案件とは関係ございませんが、もしも市の方でお考えがございましたら。

市(広瀬次長)

ただいまのご指摘の、市街化調整区域内の農地の考え方なんです、本日案件にはなっておりませんが、前回、前々回の都市計画審議会に進め方等は報告させていただいておりますけれども、平成19年度、20年度の2か年をかけて今後の市街化調整区域内の土地利用のあり方について調査・検討をしているところでございます。

この都市計画審議会の中にも小委員会を立ち上げていただいて、議論を進めていただいているところで、そこで今おっしゃっているようなご意見も踏まえたくて議論がなされて、どうしていくのかという方針を出していきたいと考えております。

今私も、どうしたい、こうしたい、とはっきり言えるものではございませんが、ただ言えるのは、基本的に市街化調整区域は土地利用を抑制すべき区域と、都市計画の枠組みの中で大きく区分

がなされておりますので、どんどん宅地化をしていくということにはならないと思います。

それから補足ですが、別途箕面市の中でもいろいろなマスタープランがあります、景観であるとか緑の基本計画であるとか。そういったところでも調整区域の緑地機能というのは非常に評価されていますので、そういうことも考え合わせたいと今後まとめていくことになるかと思っておりますのでよろしくお願ひします。

増田会長

よろしいでしょうか。はい、増田委員どうぞ。

増田(京)委員

いま市街化調整区域の話があつて、都市計画審議会の小委員会で議論しているということですが、その点で気になったことが一つありますので、確認のため質問させていただきたいのですが、先日議会の建水常任委員会がありまして、北大阪急行延伸に伴う市街化調整区域の開発についての議論があつたのですが、そのときの質疑の中で、市街化調整区域であろうとも、いまの観点と反対の形で開発はできるんだ、ととれるような議論があつたのですが、いま島村委員がおっしゃったように、今後の箕面のまちづくりとしては、調整区域はできるだけ開発を抑制するという立場でいっていただきたいと思うんですが、再度確認だけさせていただきますかと思ひます。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

広瀬次長

基本的には市街化調整区域は開発を抑制すべき区域に位置づけられていることは変わらないと思ひます。

個別具体的に、いま対象となっているの

が、箕面市の中で固まりとなっているのがおおむね6地区に分かれています。これらを十把一絡げに考えることはできない、それぞれの地区ごとに評価をして、地区ごとに土地利用のあり方を考えていかないといけないということがあります。

そんな中で、先般の市議会の委員会ですが、北大阪急行延伸に絡んで、確かに委員の中から、いまの新都心に隣接する調整区域については、都市的な土地利用も考えあわさないといけないというご指摘もございました。それも一つの意見ですし、箕面市全体として将来どういうまちの構造になるべきかというところからおそらく判断されるのではないかと思ひます。

基本は抑制であろうということはあるのですが、他の色んな要因、例えばいまの新都心からつながっている都市計画道路をどうするのかとか、そういったことをすべて考え合わせて今後検討していきたい、そう考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

増田(京)委員

今日はこれが議題じゃないのでこれだけにしておきますが、つまり、この間から市街化調整区域のあり方を検討しているということですが、市街化調整区域であろうとも隣接する関係があればそれに伴った開発はやむを得ない部分が出てくるという、今のお返事ではそうだろうと思うのですが、やはり後にも関わってくるのですが、島村委員がおっしゃったように、農地をどうしていくのかということを実際に考えたうえで、これは農政になるのですが、小委員会で、そういうことも含めて検討していただきたい。これは要望にとどめておきます。

増田会長

はい、わかりました。ありがとうございます。この審議会の中に小委員会の設置を認めていただいて、小委員会での議論が始まったところです。

適切な時期に審議会の方に中間報告をしながら、あるいはパブリックコメントをしながら進めていきたいと思えます。その辺はここで中間報告をした段階でご意見いただければと思えます。

今の段階では地権者の方々へのアンケートをし、さらにいずれ市民広報のところでも一般市民の方々の意見も聴き、ということが予定されています。

ありがとうございました。そうしたらただいまの第1案件に関しましては採決に入りたいと思えますが、よろしいでしょうか。

第1案件「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更」に関しまして、原案どおり議決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしでございますので、原案どおり議決されたものといたします。

引き続きまして案件2「北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について」を議題といたします。これは諮問案件でございます。

本案件について、市より説明をお願いします。

案件2 北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について
【諮問】

市(上岡)

< 案件説明 >

増田会長

非常にご丁寧な説明をいただいて、理解しやすくなったと思えます。特に直接関係してくるところについては、重点地

区の考え方が、完了したところまで過去は残っていたのですが、完了したところを削除するという形で各地区の変更が行われているというのが一番大きな点かもしれません。

いかがでしょう、先ほどのご説明に關しまして、何かご質問なりご意見等ございましたらいかがでしょうか。

はい、舟橋委員。

舟橋委員

質問というよりも希望なんです、今回のこの変更は大阪府の方で色々な法的背景があつて変更される、それはそれでいいのですが、一つはなぜそのような変更をされたのかということは、ずっと昔に大阪府の方で変えたんだよということで、今回いただいている資料には結果だけが示されているわけですね、このようにしますと。で、これについてどうでしょう、ということだと思えますが、自分で調べればいいことでしょうか、参考資料で送っていただいた資料をみますと、平成17年9月6日告示という変更前の文章と今回の文章がずいぶん変わっているなあという印象を受けます。それは法律が変わったとか大阪府の状況が変わったとかいろいろな理由があつて、当然慎重な審議のうえで変えられたんだと思えますが、変更理由というのが、各自勉強しなさいという意味なんだろうが、何か示していただければ、或いは少なくともこのような資料があるからこれを見ろとか、そういうことをしていただければというのが、ちょっと厚かましいお願いなんです、今後そういうことがあればなあというのが希望です。

もう一つは質問なんです、たまたま私は能勢町の都計審に關係してしまつて、今回この問題に關して、能勢町は重

点地区がないからということで、どう扱おうかという議論になっています。もともと「北部大阪都市計画区域」となったからには、箕面市におけるエリアはこの4つで、私は法律的な解釈がよくわからないのですが、例えば箕面市の都市計画審議会で茨木市のことを議論してはいけないのか、これは北部大阪というエリアではないかという、これは実効性もないし、議論するだけの材料はないじゃないかと言われるかもしれませんが、そのところはどうか考えるのですか。後は質問です、お願いしたいと思います。

増田会長

いかがでしょう、1番目の話。

広瀬次長

変更理由についてもう少ししっかり説明してほしいというご指摘ですので、今後考え合わせたいと思います。

今回の件につきましては先程来説明させていただいたとおり、おおもとの法律が住生活基本法に変わって、大阪府において住生活基本計画ができた。それに整合するようにその一部を住宅市街地の開発整備の方針の方もこれに適合するように変更するという事で変えた、ということしか私も府からそれ以上のことは聞いておりませんし、聞いても、府の方も「これがこうだから」ということをあまり持ち合わせていないという印象を受けております。

書きぶりとか、確かにおっしゃるように変更前と変更後はがらっと変わっているのですが、これは引用していた府の住宅マスタープランが変わり、3月にできた新しい住生活基本計画になって、必要な箇所を抜粋してこちらに引用しているためで、通常の都市計画のように変更前のここがまずいからこう変えます、という考え方ではなくて、おおもとの住

生活基本計画が変わったので、そこから住宅の関係を引用してきたということで作成したというふうに聞いております。十分なお答えにならないのですが、そういうことで作成されたわけで、これを市の方に意見を求められた段階で根本的に元に戻すべきだとかいうことまで正直言いづらいかなと思います。

増田会長

これは、少し背景を説明すると、大阪府の住宅まちづくり審議会に私も審議委員として参加しており、大阪府の住生活基本計画というのが、旧の住マスといわれているものから変更するという事で2年近く議論されて、その中でも今日ご説明があったように、東南海・南海地震という自然災害に対する脅威が高まってきているということと、社会不安が高まってきているというふうな話で、前回までは安全安心ということの一つのくくりの中で扱ってきたと。それに対して安全というのはある部分基準化できるわけですよ、耐震基準なり、耐震診断なりといったように基準化できるわけですが、安心というのは感情的なものですよね、そういうふうなことできっちり、「安全な住宅・まちづくり」で1項目おこして、もう一つは安心の方で1項目おこして大阪府で魅力を持って住み続けられるようにということで変更されたということが一番大きな目標及び方針に関する変更点です。加えて、基本的には今までは整備完了後も重点地区に手続き上掲載されていたわけですが、今回の手続きから完了したものはいつまでも置いておくわけではなく、重点地区として位置づけておくのではなく、順次変更していきましようということで、例えば萱野中央なんかは換地処分が終わったので重点地区から外され

た、というのが背景です。それよりさらなる背景をとということになると、2年間の議論をされていた中で、住生活基本計画がどういうふうな背景の中で改訂されてきたのかということをおこの短時間の都計審の中でお説明しようとするお非常に至難の業かなという気がするんですね。

舟橋委員

ありがとうございます。今会長が直接お説明いただきましたことを含めて資料なり説明なりしていただければ、なぜこんなに大きく変わったのかということの背景は、単なる法的手続きではなくて、そういう問題ではなくて内容的になぜかということを知りたかったので、大変ありがとうございます。

広瀬次長

今のご指摘をふまえて今後資料の作りなど考えさせていただきますと思います。

増田会長

極力お説明をするように、ということで市の方でもがんばっていただきますが、ただ私府下で色んな都計審にでておりますが、ここまできっちりお説明いただいている市は、飛び抜けてここはお説明いただいていると思います。まださらに改善の余地はあろうかと思っておりますので、市の方でもよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点、北部大阪都市計画といった場合に、市を超えて他市のエリアまで論じられるのかどうかということに関してはいかがでしょうか。

広瀬次長

この審議会は箕面市の条例によって箕面市の附属機関として設置されていますので、基本的には箕面市の都市計画について議論すべき場であらうかと思

います。

ご指摘のように都市計画区域としては、北部大阪都市計画区域、淀川より北が一体の都市計画区域として捉えられていますので、意見は言えるかなとは思いますが、ただ確証というか、大阪府に聞いてみないと断言までできません。基本は箕面市のことを議論いただいて、箕面市に関連するようなことで、例えば広域道路などそういうことで意見をいうことはできるのかなという気がいたします。

増田会長

多分、都市計画区域の変更をしたときにこの審議会でも議論があったと思うんですね。今まで市町村を単位に都市計画区域を設定して、広域化をして、というときにだいぶ議論をしたと思います。どちらかということ大阪型というか、市町村に各々の都市計画区域の名称を設定していたというのは全国でもまれで、大阪ほど小さな都市計画区域を決めていたというのはほとんどないんですね、阪神間であらうと、京都・奈良・和歌山の辺りであらうと広域都市計画を当初からやっているんです。

大阪は古い市街化の歴史があるから、市をベースに都市計画区域を設定してやってきたんですね。

ところが都市計画法で市の権限がかなり強化されて、個別でやること、市の都市計画決定事項が地区計画などといったように非常に増えて、権限がきっちりと担保されたので、各々の市単位の都市計画区域ということで設定しておかなくてもよくなった。従ってもう少し大きな広域都市計画区域に変更したということなんですね。これパラレルなんですね、市の権限がきっちりと拡大されたということと、従って1個1個の区域を

きっちりと明示しておかなくても、もう少し広域で整合性を図るところを一方で府としては強化しておきたいということで、北部大阪、東部大阪、南部大阪、大阪市という4つの区域に変更したんです。そういった背景があって、ここで議論しているのは、ここで茨木市の話ができるのかということは勉強不足でわかりませんが、箕面市の都市計画に関連する内容に関しての議論はやってもいいのではないかと思いますけども、その辺は事務局の方で確認していただかないとわかりません。

ただ都市計画区域を広域化したときに議論になったのは、北部大阪都市計画区域で事務レベルでもいいですし、何らかの連絡協議会的なものがあるのかなという議論ができたことは確かですね。今だったら府を介してやっているという話なので、北部なら北部大阪都市計画区域といったあたりで連絡協議会的なものが市町村レベルにいるのではないかなということが議論されたことは確かです、その決着はまだ見ていないですが、そんな議論ができたことは確かです。

舟橋先生、正式な意味での回答というのは少し調べていただいて回答する、ということではよろしいでしょうか。

他いかがでしょうか。はい、神田委員。

神田委員

P2-1の、テーマ別方針ののところですが、下から3行目に同和問題と書かれていて、その前段に「すべての人は人権を有しており」とあり、住宅は人権ということならわかるんですが、なぜ都市計画の中でこういう文言が出て、同和問題がことさら強調されるのかと、未だに府政ではまかり通らせようとしているのかと、地域改善対策事業を講じて、少なくとも地域の住環境を含む環境は改

善されて法の期限を迎えたというのが今の到達点ですので、ここでわざわざ同和問題を持ち出してくる必然性は、私は認められないと思うのですが、市としてどういうふうにお考えなんでしょうか。

広瀬次長

先ほども申しましたけれども、この文面については、大阪府の住生活基本計画の中から引用されているということをもう一度申しあげておきたいと思えます。ですので、都市計画ということではなくて住宅施策としてこういう記述がなされたものがここに引用されたのだらうと思えます。そこで住宅施策として同和問題をどう扱っているかということになってくるかと思いますが、大阪府さんがどうおっしゃるかはわかりませんが、箕面市としてどうですかという話だったので、箕面市としても同対審答申等の中に色々なところで基本的な考え方が書いてありますし、人権施策の基本方針もあります。おっしゃるように、特措法については終わっていますが、その中にも書いてあるのは、一般施策として、同和関係でも現に何か問題がある場合には一般施策として引き続き必要な措置を講じるということが原則としてうたわれておりますので、ここに書いてあることが市としてまずいというふうには思っていないということでございます、以上です。

神田委員

今の答弁で、同和問題というのが引き続き現前としてあるという前提に立った、府も大阪市も箕面市も同じような立場ですが、それがこの間の一連の同和の不祥事を生んだ背景にあるわけで、今日の到達点に立って、こういう問題を正していくということが、今真剣に求められているわけで、ここは同和問題を議論す

る場ではありませんので、都市計画の議題としてこういうものが大阪府の文章に載せられるということが、今の同和問題の到達点を踏まえても全くふさわしくないと言わざるを得ないし、住宅政策でまだこの上何をするのかという思いが同和問題では強く感じます。

その一方で、高齢者、障害者、母子家庭、外国人などが抱える様々な課題ということを行いながら、実態としては、箕面市もそうですが、新たな公的な住宅建設はしないと、国・府・市もその方向で踏み出しているというのが今の状況です。そういう意味ではこの文章は現状を反映していないし、市の施策の現状も反映していない、単に同和問題以外はお題目でしかない、実態のない文章ではないかと思わざるを得ないわけです。

実際に一方で府営住宅の建て替え、高層化が進んでいますが、住み慣れた高齢者の皆さんが散り散りばらばらにされて、再び戻れないというようなことが各地で大阪府の事業として進められているのが実態です。そういう意味ではこの文章、文章としては全体として成り立っているのかもしれませんが、個々の施策を見ていても大阪府が進めている事業と乖離があると言わざるを得ないと私は感じます。

増田会長

今のは、反対のご意見と理解したらいいのか、提言という形で理解したらいいのか、いかがでしょうか。

神田委員

この文章では私は賛成できないという意見で申し述べました。併せて、そのように問われましたので、箕面を含む開発事業についても書かれております。私たちは整備・開発・保全の方針の時代からも一貫して見直しを求めてきており

まして、今回は単に修正ということではありませんけれども、今日においても抜本的な見直しが必要だというふうに、併せてお話しさせていただいて、反対を意識した意見ということで終わらせていただきます。

増田会長

ありがとうございます。島村委員どうぞ。

島村委員

私は、神田委員の立場でものをいうわけではないのですが、法の趣旨からみて、既に実体的な差別はほとんどなくなっている現状の中で、あえてこういう言葉を出すこと自体がこだわった表現であるなと思っています。もし修正がきくならば、人権、人は人として尊重される、というような表現であれば問題ないと思うんです。あえて出すということ自体が非常に奇異に感じるわけですが、もし修正がきくならばということで、私はその立場から発言させていただきました。

増田会長

ありがとうございます。他、いかがでしょう。はい、増田委員どうぞ。

増田(京)委員

私はその点ではなくて、舟橋委員が能勢のことをおっしゃったんですが、北部大阪都市計画という区域にしたときの議論を私も覚えているんですが、今回そうやって4つに区切られた中での修正だということにもかかわらず、この文章を読んでもどうしてもしっくりこなかったのが、結局は大阪全体を見た文章になっているんですね。例えば「大都市地域」、北部のこのエリアが大都市なのか。豊中とか茨木とか吹田、高槻は大都市といえるのか、でも能勢とか豊能、高槻も山間地ありますよね、箕面もあります。そういう中で大都市地域というの

は、結局4つに区切りながらも大阪全体としてやっているんじゃないかということで、その後にも「大阪に暮らす府民の生命と財産を守り」とありますが、この北部エリアとするのであればこの言葉も「大阪北部に暮らす」とか、そういう文言にならないと、何のために区切ったのかというのがこれを読んでいてわからなかったのです。ですからそういう意味ではこれは不備がある文章じゃないかなと思います。

4つに区切るといったときにも議論がありながらも、その後連絡協議会が必要でいいながらも、そういうのが作られていたら、もうちょっとこの文章は精査されたかもわかりませんが、まず私は立ち返ったときに何のために4つに区切ったんだと。最後の修正は4つに区切った開発地域の修正ですよ、でありながら前段での文章はこれだというのでは整合性がない。これはやはり箕面市では丁寧に説明してこういうのをやるというのですが、じゃあ大阪ではどうやってたのかということを疑問に感じるところがあるんですね。まずそれが大きな一点です。

それと、先ほど生産緑地を宅地化するという一個目の付議の案件にもあったのですが、P2-2に地域特性格別方針というのがありますが、その中では「市街地の拡散を抑制するとともに、既成市街地の再整備や既存ストックの有効活用をはかり…」とすごく言葉としていいと思います。けれども、これに対する政策的なものは示されてませんし、2-3市街化区域内農地、これ先ほどの件ですね、においては市街地内の貴重な緑地資源であることを十分に認識し、保全を視野に入れ農地と住宅地が調和したまちづくりなど計画的な利用を図る、とありま

した。ですからこういうふうなことが書かれるなら具体的に今の市街化区域内農地をどうするのかといった、そういった提案がないんですよ。だから先ほど島村委員がおっしゃったようにだんだん農地が減っていく、だからそういう中でこういうことを提案されるんだったら、今後の展望とか、そういうのも一緒に出していただかないと、私はこういうところに関して不備を感じます。今府から送られてきた案をそのままということなんですけど、例えば北部の地域で議論があったのかどうか、質問としてお聞きしたいのですが。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

広瀬次長

特に、今おっしゃったような議論はありませんでした。

あと、大都市という言葉について、おっしゃることはよくわかるんですけども、おおもとは先ほど説明した大都市法です。その大都市法の中に大都市という言葉の定義が書いてありまして、その中では、市町村でその区域の全部又は一部が近畿圏整備法に基づくところの近郊整備区域にあるものを大都市法上は大都市区域ということになっています。ですからその仕組み自体が大都市法の流れをくんで根拠にした位置づけなので、どうしても大都市というのを使っているのかなと、これは推測も含めての話でそれが一点と、確かに大阪府をみると、箕面とかこの辺りは大都市と違うというのはその通りなんですけど、全国的に見れば東京、大阪というのは大都市地域であると思います。ですから、ここで書いているのは大都市地域の持っているような多彩な魅力を生かして、多様で魅力的なライフスタイルというのは、例え

ば箕面市そのものが大都市とはいえないにしても、近いところに、移動圏内に大都市があるということもあるのかなと思っています。

増田(京)委員

結局、これを作るときに北部エリアの他市とは話をしなかったということで、今この審議会にかけているということで判断しました。

それと大都市の件に関しては、法律でそういうのがあるからいえるんじゃないかという形もあります。北部のエリアとして捉えることが必要だということとは意見としていっておきます。

そういうところも今後意見が言えるのでしたら、そういうところも含めて、北部のエリアとしてどうかという文章をこれから検討していく必要があるんじゃないか、それは舟橋委員がおっしゃるような、全エリアを含むと思うのですが、是非そういうことを要望しておきます。

増田会長

弘本委員どうぞ。

弘本委員

今皆さんが相当引っかかっておられる文章は、何度も事務局がおっしゃっているように、住生活基本計画から引っ張ってきている訳ですよ。住生活基本計画というのは既に策定されてしまっているもので、住生活基本計画を策定される途上には実はパブリックコメントというものが行われているんですけども、そのパブリックコメントにはほとんど反応がなかったという実態だったんですね。そこがもう少ししっかり相互のコミュニケーションがあれば、今のような話はその段階で本来は解決されておかなければならない問題ですよ、それができていないということがむしろ問

題で、ここでそれを議論する必要はないのですが、今後、府決定の計画から下りてきて、それに合わせて市で審議しなければいけないという案件がある場合には、あらかじめ情報提供をしっかりとるか、パブリックコメントの情報も市も協力をしてなるべく意見が集まるように体制を作っていくとか、その辺りも少し考えていかねなければ、同じようなことを繰り返すことになってしまっても意味がないので、ご提案をさせていただければと思います。

増田会長

他いかがでしょうか。はい、藤井委員どうぞ。

藤井委員

今増田委員がおっしゃったように、農地と住宅地の調和のとれたというところ、すべての文章を見ていたら理念的で非常にすばらしいからいいのですが、すばらしい農地を市が買い取って残すような提案とか、そういう議論もこの場でできるのか、提案は提案として受けるのか、あまりにも漠然と理想的なことを書いてあるので反対する部分は全然ないのですが、文言にこだわる必要も僕はないと思うのですが、そこから先を議論できるのかできないのか、この審議会では、それはどういう位置づけなんでしょうか。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

広瀬次長

都市計画を離れるような施策についての議論というのは、ここの場になじまないのではないかと思います。

藤井委員

そうしたら、これを受け取って、また別の場所でしなければなりませんよ。

増田会長

私の解釈では、ここで理念、或いは理想的なことがちゃんと書かれていますと、例えば、小委員会の中で、箕面市の調区のあり方を都市計画審議会の専門部会を使って議論しているのですよね、そのときに農地と住宅地の調和をどう考えているのかというようなことは十分議論できると思うんですね。ただどういふ事業をおこすかというところまでは議論する立場にはないと思います。

他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。府からの諮問案件に関しては、いつも議論が、かなり丁寧にご説明いただいているんですが、府における審議過程だとか、府でどういう計画決定をして、どういう機会にパブリックコメントをしているかということは、本当はずっと気にしていると公開されているのですが、なかなか皆さんお忙しいので見逃すこともあるでしょうから、府の方でおおもとの審議がされているような情報を、うまく情報提供されることで改善されるのではないかと、という貴重なご意見を弘本委員からいただきましたので、市の方の事務的負担もかかるかもしれませんが、今後ご対応を考えていただければと思います。

そうしましたらだいたいご意見、反対のご意見も出たかと思しますので、お諮りしたいと思います。この案件にしましては、諮問原案が妥当と判断してこれを答申の基本的な内容とすることに対してご異議のある方がいらっしゃるという形で判断させていただいてよろしいでしょうか。先ほど反対意見があるということでしたので、ご異議があるということです。従いまして採決をとらせていただきたいと思います。諮問原案にしまして、妥当と判断することに賛成の

方、挙手をお願いします。

(賛成多数)

はい、ありがとうございます。賛成多数ということで、諮問原案を妥当とすることを基本的な答申内容とするということで結審したということでございます。

そうしましたら、第3案件に入りたいと思います。

続きまして案件3「箕面市景観計画の変更について」を議題としたいと思います。これも諮問案件でございます。市より説明をお願いしたいと思います。

案件3 箕面市景観計画の変更について【諮問】

市(千田課長補佐)

<案件説明>

増田会長

ありがとうございました。ただいまご説明のありました「箕面市景観計画の変更」に関しまして、ご質問なり、ご意見がございましたら、いかがでしょうか。

別途、景観審議会の方でも専門的な立場でご議論いただいているということでございますけれども、よろしいでしょうか。はい、北川委員どうぞ。

北川委員

内容についてはこれで結構かと思えます。

いま、小野原のことについて道路沿いに緑化をしていくということがあったのですが、市役所の中央線の東側を見ましても、強剪定がすごく多いんですね。せっかく木を植えても、ほとんど葉っぱが残っていない状態にしてしまうと、景観的にどうかなという疑問がいつもあるんです。

せっかくこうやって景観を大事にしたいという精神があるんでしたら、その精神を手入れとかそういう方に生かしていただきたい、これは要望ですけれども、そういったハード的な部分だけでなく手入れとかそういう部分にも景観に配慮していただきたいということを言っておきたいと思います。

増田会長

何か市の方はコメントございますか、強剪定について。

西尾部長

確かにおっしゃるように中央線の東側は強剪定をしております、これは各市で強剪定についての議論が色々なされております、といたしますのは、我々も決してああいう強剪定がよしというふうには思っておりませんが、如何せん財政状況が厳しい折、毎年毎年丁寧な剪定ができないという状況になっております、創意工夫をしながら何とか適正な剪定をできないかという知恵を絞っておりますけれども、今言いましたような財政状況のなかでやむなくああいう形になっております。

我々今申し上げましたように、決してあれが適正なものであるというようには認識を持って思っておりませんので、今後は樹木のどのようなやり方が一番いいのかという計画を立てながら公園・道路の街路樹のあり方についての検討を進めたいと思っておりますので、ご意見としてお伺いしまして今後検討したいと思えます。

増田会長

ありがとうございます、他何かご意見ございますか。神田委員どうぞ。

神田委員

今の街路樹に関わってですが、小野原西の所ではシンボルツリーと書かれて

いますが、どういうものか、概念的にはわかりますけれども、どういうものを意味しているのかということと、水と緑の健康都市、森町では敷地内の緑化のところで、「植栽は、郷土種(アラカシ、ウバメガシ、ナンテン、ツバキ、サザンカ、ヒイラギ、イブキ等)を使用するように努める。」と基準の中にうたわれていますが、実際にこの間つくられているモデルハウスの植栽がこれに合っているかどうか、今思い出せませんが、今のガーデニングの流れからいくと、果たしてこれがマッチするかどうか、これをマッチさせたようなガーデニングの流れになればいいですが、新たに住まれる皆さんのニーズと、市がお願いしようとしている郷土種という植栽とのマッチングがどうなのかということの検討が必要だし、マッチングするようないつらえというか、何らかの検討がいるんじゃないかと思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

河辺課長

小野原西地区のシンボルツリーですが、一般的にシンボルツリーは高木等でポイント、アクセントをつけていただくという意味で道路側にもってきてもらうのですが、その場合たとえば先ほど出てきたような街路樹等がある場合はそれとマッチングさせてもらうとか、そういうことを指導させていただきます。

箕面森町では、先ほど説明の中にありましたように、都市景観形成地区の条例上の基準としては適用されていますので、現在行われている住宅建設に関しては、この基準を適用して指導していません。樹種をどのように使っていくかということですが、周辺に残存の緑地が多いので、そことつながるような形で樹種を植えていただくことが重要だと思って

います。道路というのは見通しがきいて、そのエンドポイントが森町の場合は残存する山の緑地、里山等になりますので、そこうまく流れができてバランスがとれるような形で選んでいただきたいと思いますし、箕面市としてもそこにあった形で指導していきたくて考えております。

増田会長

これは「等」と書いてあるので他にも樹木リストがあるということですか。

河辺課長

特に樹木リストをつくっているわけではありませんけれども、質問の回答にも出してありますとおり、あくまでもこれは例示ということで、お望みの樹木等がある場合は、郷土種に該当しているかどうかはこちらで調査させていただいて、指導に生かしていきたくて思います。

増田会長

ここに挙がっているもので、ナンテン以外は全部常緑を挙げられているんですね。郷土種で、アラカシ、ウバメガシ、ツバキ、サザンカ、ヒイラギ、イブキと。庭が全部常緑だけでおさまるかということじゃないんですよね。

「等」と書いてありますので、郷土種ということに意味があって、例示されていますので、典型的な里山との連続性でいうとクヌギ、コナラなんかも郷土種ですし、落葉で四季の変化もあるということで、郷土種ということに意味があって、ここに書いてある名前そのものよりも、ということの理解の方が正しいのかなと思います。

神田委員

いまのこととも関わってなんですけど、先日鉢伏山に登りましたら、山頂にナンキンハゼの木が茂っているということ

でびっくりしたのですが、奈良公園でもナンキンハゼの進入が大きな一つの自然を守るという点で課題になっているという記事を読んだことがあるのですが、そういう点では、森町で郷土種を奨励するという事は良いことだと思いますし、今会長がおっしゃったような落葉広葉樹、地域にたくさんあるそういう樹種も含めて奨励していただくということも大事だし、山の中に忽然とニュータウンができるわけですから、この地域が周辺の自然に与える攪乱が最小限になるような配慮が必要な時代になっているのかなと思いますので、その辺も含めて新住民の皆さんにアピールしていくことが大きな観点では必要じゃないかなと思っていますので、その辺どうお考えになるのか答弁があればお願いいたします。

河辺課長

箕面森町に住まれようとされている方は、自然景観を楽しむつもりで住まれようとされているのだと思います。大阪府さんの支援等によりNPO法人等もできて、里山の保全等をされると聞いています。そういう観点からも、景観だけでなく環境保全上からも重要なことだと考えておりますので、今後とも景観だけでなくいろんな面から指導、支援を行っていきたくて思います。

増田会長

他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

松永委員

先ほど説明の中で地域に非常に丁寧に説明されている、各権利者全員に案内をして意見を聴いてというように、丁寧にされていると思うんです。

それで、シンボルツリーを植栽することですが、ちなみに景観形成地区

の外院2丁目地区のシンボルツリーが決まっているのであれば、教えてください。

もしこういうシンボルツリーが地域で決められて、それが植えられたら、非常に良い町というか楽しい町になっていくのではないかと思うので、ムードが盛り上がっている時期にそういうことがされると良いなと思うのですが。

河辺課長

すみません、樹種については覚えていなくて申し訳ないのですが、3メートル以上の高木ということで現在植えていただいています。この場所はオープン外構で造っておりますし、道路を一部美装化しておりますし、それと敷地内の舗装を合わせるようにしておりますし、開かれたことを重要視しており、そこにシンボルツリーを植えてアクセントをつけるようにしています。樹種は覚えていなくて申し訳ないのですが、3メートル以上の高木を植えていただいています。

増田会長

松永委員のご意見は、樹種を住民で話し合っ決めていくということによって緑化意識が高まっていくのではないかとのご意見ですよ。

だからそういう機会を捕まえて緑化意識を啓発していただくということがあって、例えばシンボルツリーなんかは皆さんで議論して決められるような仕組みも今後考えられたいかがでしょうかというご意見ですので、樹種は何になっているのですかというご質問ではなくて、それは非常に大事なことでよろしくお願ひします。

先ほどの強剪定の話ですが、強剪定は3つくらい原因があるんですね、今お答えになったのはその1つですね。

強剪定の原因というのは1つは予算

があって、予算的枠組みの中で毎年やっていたものを2年越しか3年にしないといけないから強剪定をしていますということ。

しかしあと2つ大きな原因があって、もう一つの理由は市民の意識なんですね。前の落ち葉を掃くことが楽しみだとなってくれたらいいのですが、落ち葉を掃くのがいやだという苦情が非常に多いというのが実態です。もう一つは、道路の構造の問題で、根っこを大きく張れるスペースがないので、上を大きく育ててしまうと台風で倒木する可能性がある。

強剪定が発生する原因は大きくはこの3つくらいあって、私はもともと緑地計画が専門ですので、この3つを上手く改善していかないとなかなか大きな木が育てられないという実態ですね。これは皆で努力をしていきたいと思いますということですが、そういう話です。

何か他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。そうしたら、だいたい意見も出尽くしたかと思しますので、この案件に関しまして、原案を妥当という形で答申させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

全員異議なしということですので、諮問原案を妥当とすることを基本的な答申内容とすることで議決したいと思います。どうもありがとうございました。

一応今日予定しておりました案件は全て終了いたしましたので何かご意見、ご要望等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

舟橋委員

以前にも申し上げているんですが、景観の問題はまち全体というか、共通の財

産の話です。大変丁寧な手続をとっておられるのは重々解るのですが、土地所有者に対して色々お聞きになっているのはやっぱり一面だと思います。

現在の法律制度上だとか、先ほどのようにパブリックコメントをしても誰も何も言わないとか、公聴会を開いても何の反応もないとか、そういう現実ですので、私もやっぱりさぼっているんですね。ですが松永委員もおっしゃったように、今の機運をとらえて、皆さんがよその土地でも何か文句を言いたくなるという方がむしろ健全かと思imasるので、私どもももちろん努力しないといけないのですが、そこをお願いしたいなと思imasました。

増田会長

ありがとうございます。はい、増田委員。

増田(京)委員

今パブリックコメントのことを言われたので、ちょっとそれに触れてですが、今回景観に関しては3件と8件あったということで、それは箕面市だから関心が高いということですがけれども、都市計画の方は専門的ということもあり、なかなか「やっている」ということが分からない、よっぽどホームページが見られて、いつもそういうことに関心のある人しかなかかなか出せないと思うんです。箕面市でもパブリックコメントやっていますけれども、もうちょっとそういうところの工夫というのはどうしたらいいのかということには分かりませんが、そういう工夫は、これから情報提供の時代と言われるのなら、何か必要だろうなど。

もちろん市民の方もそういうことをチェックすることが必要なんでしょうが、いつあるか分かりませんし、いつこんな北部に変わったのということは多

分多くの方が知られないと思うんですよ。そういうのを今後どういうふうに発信していくかとか、例えば都市計画審議会ならここではどうしていくかということが検討事項かなとお聞きしながら思imasました。

増田会長

これは我々審議委員もどうやったら上手く情報発信できるのかというアイデアがございましたら、次回にでもご意見をいただいて、我々自身も市民に今やっていることを分かっていたくなり伝達できるのか意見交換出来たらと思imasるのでよろしくお願いたいのと、事務局のほうでも何か工夫をいただいて、極力機会提供に努力していただくということでお願いたいたいと思imasます。

ありがとうございます。そうしたら、平成19年度第3回都市計画審議会議を閉会したいと思います。